

件名	たばこ税について
受付日	令和6年2月26日
ご意見・ご提案の概要	<p>たばこ税の税収はどれほどあって、納税者（喫煙者）のためにどれほど使われているか。</p> <p>たばこ税が何に使われているか具体的に教えてほしい。</p>
県の考え方	<p>県たばこ税としては、2,114百万円（令和4年度決算額）の税収がございます。</p> <p>税金の使い道が法律等により決められている目的税とは異なり、普通税である県たばこ税の税収は一般財源に組み込まれています。</p> <p>そのため、福祉や教育等といった県の施策を行うための財源として使われています。</p>
担当課	総務部 税務課